権利擁護と虐待防止に係る規程

第1条(目的）

この規定は、特定医療法人社団清心会（以下、「法人」と言う）が、法人の理念に基づき、健全な事業運営を行うにあたり、高齢者、障がい者（以下、「当事者」と言う）等の当法人の医療・介護・福祉を利用するすべての利用者の人権を尊重し、その権利を擁護するとともに、当事者が安心で安全な日常生活を確保することを目的として必要な事項を定める。

第2条（基本方針）

1　法人は、全ての役員・職員・業務委託をしている関係者（以下、「職員等」と言う）が、常に当事者の人権を守り、人間の尊厳を尊重し、当事者の自立と生活の質の向上と自己実現のため適切な支援を行えるように、その環境を整備し体制を整えるものとする。

2　職員等は、日頃の業務において、当事者の安全・安心を最優先に考え、事故の防止、衛生管理、健康管理に努め、権利侵害・虐待にあたる行為がないかなど、細心の注意を払い、問題意識を高め、かつ朝礼・終礼・職員会議・法人内運営会議・人権擁護に関する検討会等の機会を有効に活用し報告、連絡、確認、検討、周知を行う。

3　法人は、研修・勉強会等を通じて、常に職員等の人権意識を高める一方、これらの知識を深めることで、すべての職員等の援助技術の向上が現場力に繋がるように取り計らう。

4　権利擁護の視点に立ち、当事者の個性に応じた適切な支援が行えるように、職員等の間で共通認識を有することにより、適切かつ必要な医療・介護・福祉を当事者に提供する。

5　法人内に相談・苦情解決委員会を設置することにより、当事者・支援関係者等からの意見や苦情を集約し、速やかに検討し、解決に向けて取り組む。

相談・苦情解決委員会の統括は管理本部総務部総務課が担当する。

第3条(権利擁護について）

全ての職員等は、当事者の人権を守り、人間の尊厳を尊重するため、法令、諸規定及び職員倫理と行動規範等を順守し、体罰、虐待、財産侵害等をはじめとする人権侵害行為が決して許されないものであることを理解し、人権保護の理念に基づいて判断および行動を行う。

法人は、人権侵害ゼロの実現のために、職員等の研修や啓発を行い、その意識、知識の向上を図るとともに、法人全体の取り組みとして各事業所における相互チェック体制の整備、第三者委員会の設置を行う。

第4条（根拠となる法について）

1. 障がい者に対する虐待については、障害者虐待防止法を適用し対応する。　　　　同法第３条では「何人とも、障がい者に対し、虐待をしてはならない。」と規定さ

れているとおり、障がい者福祉施設従事者等のみならず、幅広く全ての人が障 がい者を虐待してはならない。

1. 高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、６５歳未満の障がい者に

対するものも含めて「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、１８歳以上の障がい者に対するものも含めて児童福祉法が適用される。

第5条（虐待防止について）

法人の職員等は、各法に基づき当事者に対し、「人権擁護虐待防止委員会運用指針」を参照し、同指針に記載されている不適切な言動や行為を絶対に行ってはならない。

第6条（緊急やむを得ない行動制限・抑制について）

法人では、当事者又は他の当事者等の生命・身体を保護するために、当事者の状態、行動等が、下記のＡ、Ｂ、Ｃをすべて満たしており、緊急やむを得ず、以下の方法で最小限度の行動制限・抑制を行う場合を除き、いかなる身体の拘束その他当事者の行動を制限する行為は行わない。

Ａ　当事者本人又は他の当事者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が　著しく高い

Ｂ　行動制限・抑制を行う以外に代替する介護・支援方法がない

Ｃ　行動制限・抑制の方法

①自傷・他害行為がある場合、未然に防ぐ又は制止するために、腕・足等身体を抑える行為及び私物・用具等の使用を制限する行為

②当事者がパニック状態等によって意思の疎通が適切に取れない状態にある場合、症状が治まり通常の活動ができる状況になるまで別室等で待機してもらうこと。又、その理由を伝えた上で、当事者の意思にかかわらず別室へ移動してもらう行為

③不意な飛び出し等を未然に防ぐために、室内においての施錠、野外においての手つなぎ、腕等身体を抑える行為

④車中、車椅子、介助椅子等の利用におけるシートベルト等の使用

⑤当事者の自立に向けて指導の一環として、言葉による行動の制限・制止・促し等を行う行為

なお、緊急でやむをえなく行動制限・抑制を行う状況が事前に想定される場合には、事前に個別支援計画に明記する。加えて、やむをええず実践した場合は、実施せざるをえなかった状況について記録に残すものとし、同時に当事者の態様、時間及び心身の状況等を記録すること。

コンプライアンス管理者は、職員等に対して、当事者又はその家族に対して、緊急やむを得ない行動制限・抑制についての詳細な説明を行うことを指示し、確認する。

また、当事者又はその家族の同意が得られたかについても確認する。

緊急やむをえない行動制限・抑制については、解除に向けた適切な介助へ復旧することを目標に経過観察・再検討を行うものとする。

また、身体拘束については、藤沢病院入院患者行動制限指針及び精神科保健及び精神障害者福祉に関する法律第３７条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に基づき行うものとする。

第7条（権利擁護のための監視体制）

前条のやむを得ない行動制限・抑制を行うことについては、その必要性を個別処遇支援会議(ケース会議)において検討し、判断した場合、遅滞なくコンプライアンス検討会議（職員倫理委員会）に報告し、承認を得るものとする。

支援・介護等計画に基づいて、適正かつ妥当なサービス内容であるかの確認を適宜部署内で確認するとともに、権利擁護・虐待防止に関する研修や会議で他部署スタッフと共に確認を行う。

権利擁護虐待防止に関する会議を定期的に開催し、各事業所から提出される「権利擁護・虐待防止チェックリスト」を法人及び事業所スタッフとで確認する。

権利擁護・虐待防止に関する会議は、年に最低一回実施する。虐待防止等に関する研修会及び実態調査（アンケート等）及び第三者委員会の開催は、年に最低一回実施する。

法令順守管理者は、職員等に対して、当事者又はその家族に対して、緊急やむを得ない行動制限・抑制についての詳細な説明を行うことを指示し、確認する。また、当事者又はその家族の同意が得られたかについても確認する。

緊急やむを得ない行動制限・抑制については、適切な介助へ復旧することを目標に経過観察・再検討を行うものとする。

第8条（変更）

この規定の変更は人権擁護・虐待防止委員会で検討を行い理事長への上申に基づき行う。

附則この規程は、令和３年１０月1日から施行する

障がい者虐待の定義、種類等

１．障がい者虐待とは

（１）｢障がい者｣の定義

障がい者とは、「身体・知的・精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を 受ける状態にあるもの」である（障がい者基本法第２条第１号）。

（２）「障がい者虐待」の定義

障がい者虐待防止法（以下「法」という。）では、「養護者」、「使用者」、「障がい者福祉施設従事者等」による虐待を「障がい者虐待」と定義している。

２．障がい者虐待の種類

上記の事業に従事する者が、以下の①から⑤のいずれかに該当する行為を行った場合を「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待」と定義される（法第２条第７項）。本規程では主に「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待」をもとに、障がい者虐待を定義する。

なお、「障がい者福祉施設従事者等」とは、障がい者総合支援法等に規定する「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義される。また「障がい者福祉施設等」とは「障がい者福祉施設」及び「障がい福祉サービス事業等」に該当する施設・事業等と定義される。（法第２条第４項）

①身体的虐待 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

②性的虐待 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

③心理的虐待 障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放任（ネグレクト）

障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤経済的虐待 障がい者の財産を不当に処分することその他、障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

倫 理 綱 領

医療法人社団清心会倫理要綱

前 文

 当法人が提供する医療・介護・福祉を利用する方たちの人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たします。

よってここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

１．生命の尊厳

 私たちは、当法人が提供する医療・介護・福祉を利用する一人ひとりの利用者の個性を理解し、すべての利用者が等しくかけがえのない命ある存在として大切にします。

２．個人の尊厳

 私たちは、利用者が一人の人間存在として固有に有する個性、主体性、可能性を尊びます。

３．人権の擁護

 私たちは、障がい者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

４．社会への参加

 私たちは、私たちが医療・介護・福祉を提供する利用者が、年齢、障害の状態などにかかわりなく、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

５．専門的な支援

 私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑚を重ね、利用者たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。